

消 防 危 第 102 号
令 和 元 年 8 月 2 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

危険物取扱者の保安講習における留意点について（給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売関連）

令和元年7月18日に発生した京都府京都市伏見区における爆発火災を踏まえ、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号。以下「95号通知」という。）を通知したところですが、95号通知に掲げる取組みを各給油取扱所に周知徹底することが喫緊の課題となっています。

つきましては、貴管内で行われる危険物取扱者の保安講習において、給油取扱所で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、別添のリーフレットの活用等により、95号通知に掲げる取組みについて周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、別紙のとおり、一般財団法人全国危険物安全協会に対しても通知しているところです。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、勝本、羽田野、辰川
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

別紙

消防危第 102 号
令和元年 8 月 2 日

一般財団法人全国危険物安全協会理事長 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

危険物取扱者の保安講習における留意点について（給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売関連）

令和元年 7 月 18 日に発生した京都府京都市伏見区における爆発火災を踏まえ、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年 7 月 25 日付け消防危第 95 号。以下「95 号通知」という。）を通知したところですが、95 号通知に掲げる取組みを各給油取扱所に周知徹底することが喫緊の課題となっています。

つきましては、危険物取扱者の保安講習において、給油取扱所で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、別添のリーフレットの活用等により、95 号通知に掲げる取組みについて周知されるよう、各都道府県の危険物安全協会等にご連絡をお願いします。

なお、このことについては、別紙のとおり、各都道府県に対しても通知しているところです。

(連絡先)
消防庁危険物保安室
担当：竹本、勝本、羽田野、辰川
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**
- ③ **販売記録の作成**

を行うようご協力をお願いします。



※不審者を発見した場合は、**警察へ通報をお願いします。**
(緊急時は110番)

消防庁

警察庁



ガソリンを携行缶で購入される皆様へ



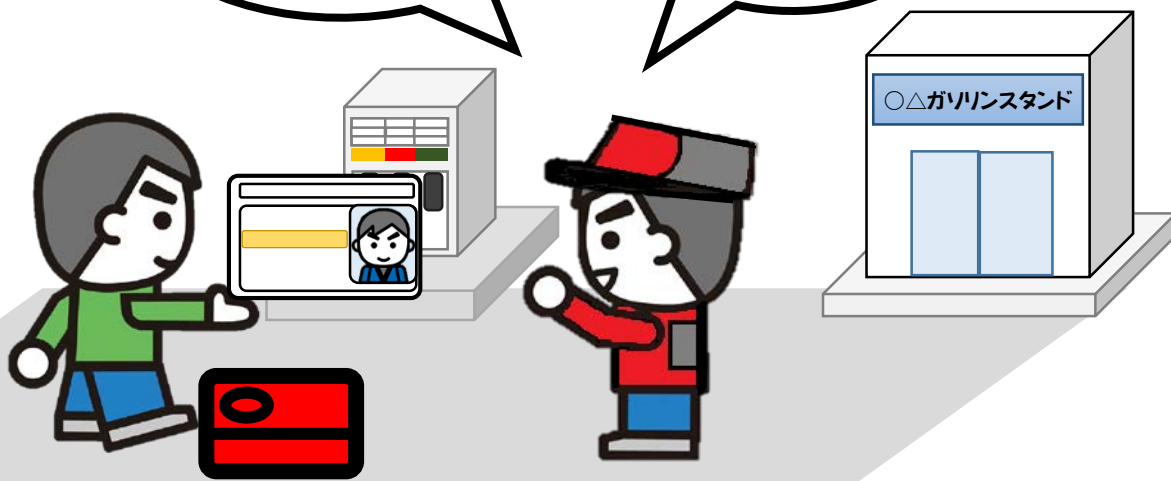
ガソリンの適正な使用を徹底するため、
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **身分証の確認**
- ② **使用目的の問いかけ**

を行うとともに、販売記録を作成しています。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

身分証の提示を
お願いします。

使用の目的は
なんですか？



ガソリンを取り扱うときは、裏面の注意事項をご確認ください。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

- ① ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。



灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶

- ② ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して、取り扱ってください。

！ 噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

- ③ セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

